

## 法科大学院認証評価の結果について

一橋大学法科大学院は、2007年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受けた結果、同機構が定める評価基準の一部に適合しないという判定を受けました。基準に適合しないとされた理由は、法律基本科目中3科目で、受講学生数が80人を超えるものがあったことが、同機構の評価における解釈指針に反するとされたためです。一橋大学法科大学院は、必修科目については、学生数30人または50人編成で授業をすることを原則としています。そのため、法律基本科目の授業は、受講学生数50人以下を標準とするという同機構の評価基準には適合すると考えていました。今回の基準不適合という判定結果は、このように、主として評価基準と解釈指針の関係についての理解の齟齬から生じたものです。私たちは、一部の科目に受講学生数が80人を超えるものがあったとしても、そのために教育効果が実質的に損なわれることはなかったと考えています。

しかし、少人数教育を徹底するのは、たしかに望ましいことです。そこで一橋大学法科大学院は、指摘された3科目のうち1科目についてはすでに2007年度の途中から、残り2科目については2008年度から、2組に分けて授業を編成することにより、受講者数がほぼ50名以下になるように授業時間割を変更しました。したがって、基準に適合しないと判定された問題点は、現時点ではすでに解消されていると考えています。

今回の評価で基準に適合しないとされた点については、2008年度に同機構の追評価を受ける予定です。そこでは、基準に適合するという判定を得られるものと考えています。

なお、念のために申し添えれば、今回の評価結果で同機構の評価基準の一部に適合しないとされたことは、一橋大学法科大学院の修了者またはこれから修了する者の司法試験受験などの資格に影響するものではありません。

\* 大学評価・学位授与機構の評価基準に適合しないとされた理由、およびそれに対する一橋大学法科大学院の意見について、詳しくは、同機構のホームページ [http://www.niad.ac.jp/n\\_hyouka/houka/index.html](http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/houka/index.html) にて公表された一橋大学大学院法学研究科法務専攻に対する平成19年度実施法科大学院認証評価報告書31ページ以下をご覧ください。

国立大学法人一橋大学

一橋大学法科大学院（法学研究科法務専攻）